

平成21年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成21年12月10日(木) 午後6時30分～午後8時27分

場 所 市役所本庁舎2階 202会議室

出席者 角田義寛会長、傳法公麿副会長、青木昭子委員、五十嵐満行委員、柴田由美子委員、熊谷美香委員、長 良幸委員、西 陽子委員、松原勇夫委員、上田 均委員
(欠席：砂子タケ子委員、村山俊之委員、今中建夫委員、三島照子委員、吉田宏和委員)

【事務局】 企画経済部長 佐々木隆哉、協働推進・市民の声を聴く課長 藤田 隆、
協働推進・市民の声を聴く課主査 岩本隆行、田村奈緒美、清水千晴

傍聴者 1人

=====

【角田会長】

みなさんおばんでございます。それでは、平成21年度第2回目の市民参加制度調査審議会を開催したいと思っております。

本日は皆さま大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。また、当初は第2回を9月頃と言っておりましたが12月になってしまいまして、大変遅れましたことをお詫び申し上げます。

この審議会は第4次ですが、2年目に入りまして今年度の予定としましては、6月に開催した第1回目では平成20年度に実施した手続の報告を受けたわけです。第2回目は過去2年間の質疑をもとにした答申に向けての粗々の整理をしていただきまして、年明けにもう1回あると思っておりますが、第3回で具体的な答申案についてご審議いただくというスケジュールで進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

質疑に入る前に、事務局のほうで職員の人事異動があったようでございますので紹介をお願いします。

【事務局(清水主査)】

10月1日付けで協働推進・市民の声を聴く課のほうに配属になりました清水と申します。それまでは市民図書館にいました。不慣れな点ばかりですがよろしくお願いいたします。

【角田会長】

ありがとうございました。本日は、砂子委員、今中委員、三島委員、吉田委員、村山委員の3名が欠席でございます。本日の議題は第4次市民参加制度調査審議会からの答申ということで、今回も、8時半くらいに終了したいと考えておりますので皆さんご協力をお願いいたします。それでは早速議事に入りますが、まず事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

【事務局(藤田課長)】

資料説明の前に、前回の審議会で五十嵐委員、長委員からご発言のありました件についてご報告をさせていただきます。1点目は五十嵐委員からいただきましたカルチャーセンターの状況報告につい

てです。紅葉山カルチャーセンターにつきましては(仮称)石狩市学び交流センターとして新たに設置され、ワークショップやパブリックコメントなどを経て、市民参加手続が順次進められております。また、若葉カルチャーセンターにつきましては、統合校となる若葉小学校は双葉小学校として耐震補強工事などが終了し、新設小学校として開設される準備が進んでおりますけれども、話し合いの過程で、カルチャーセンターの機能を存続することが難しいということがございましたので、廃止に伴う説明会を今月22日に行うということで報告を受けております。

次に、長委員からご提言のありましたスポーツと食の祭典についての事例活用ですが、厚田支所より資料を取り寄せまして地域協働推進事業として地域住民の一体感や連帯感を醸成して、自主的、主体的な取り組みを図る事業ということで、私どもが所管して進めております市民との協働事業の事例として、マニュアル等の作成におきまして、この事例を活用させていただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。私からの説明は以上で、引き続き資料1の説明をさせていただきます。

【事務局(田村主査)】

私のほうから資料1の説明をさせていただきます。先日、お送りしました資料はみなさんお持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたら予備がございますのでお渡しいたします。

資料の1ページをご覧ください。この資料は第1回の資料でお出ししました市民参加手続に関する職員アンケートの結果の詳細です。まずは上の表から説明いたします。の欄は平成20年度中に実施しました市民参加手続と平成20年度中に開催しました審議会等の数になります。これは、前回の資料の1平成20年度市民参加手続の実施状況の案件数44件、それから同じく資料2の平成20年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成および傍聴状況の審議会件数29件と同じになっています。

前回の審議会で松原委員から「実際に関わった人数と関わったと回答した人数に差はないのだろうか」というご意見からこの資料を作成しております。の欄は前回の資料の6の職員アンケートの結果の回答者の所属部局と同じ数字です。の欄が平成20年度に所属していた部局において実際に市民参加手続に関わったと思われる職員数とその中で回答があった人数を拾いました。関わった職員数につきましては、会議録などに載っています職員の名前や担当課への聞き取りにより人数を把握しております。実際に関わった職員の合計人数が146人、そのうち回答があった職員数は104人で、回答率にしますと71.2%になりますので、全体の68.9%と比較しますと、関わった職員の回答率のほうが2.3ポイント高くなります。の欄は不明となっておりますが、回答した職員が特定できず、実際に関わったかどうかまで突き詰めることができませんでしたので、その職員数と関わったと回答のあった人数を掲載しております。関わったかどうかわからなかった職員が20人、そのうち関わったと回答しているものは3人です。下の表は各部局の役職ごとに回答率を出したものです。前回、傳法副会長から「下の役職になるほど回答率が下がっているのではないか」というご発言がありましたので、部局ごとの役職別で回答率を出してみました。部長職は100%の回答ですが、課長以下はどの部局におきましても、下がっていく傾向が見られています。資料1の説明は以上です。

【角田会長】

ありがとうございました。前回の審議の中で出されました要望について、事務局のほうでさらに詳しく職員アンケートの分析をしていただきましたが、ただいまの件について何かご質問などはありませんか。

= 「ありません」の声 =

【角田会長】

それでは資料1についてはこれで終わらせていただきます。次に資料2の説明をお願いします。

【事務局（田村主査）】

それでは資料2の説明をさせていただきます。資料の2ページをご覧ください。こちらはこれからいただきます第4次市民参加制度調査審議会からの答申のポイントをまとめたものです。ポイントはこれまでの審議会でのご発言から拾い出しております。平成20年度第3回の審議会でもご議論いただきました内容で、資料についても特に大きく変わった点はございませんが、ポイントとして具体事例に対応した手続選択の基準とマニュアルをつくること、職員研修を充実させること、市民の参画意識を高めていくことの3点をあげております。ご意見の中から改善しました点は、平成21年度からすべての審議会の議事録をホームページに公表しているという点です。こちらは西委員からいただきました「情報公開コーナーだけではご覧になれる方が限られてしまうのでホームページなどでも掲載してはどうか」というご意見から実施したものです。それから、別冊の市民参加手続マニュアルをご覧ください。審議会の中で何度も「マニュアルには具体事例を盛り込んだ方が良い」というご意見がありました。また、職員アンケートの中でも具体的な事例という言葉が何度も出てきています。このマニュアルはそれを受けまして改定したものです。2ページからは市民参加手続の対象を載せております。これまでに市民参加手続に関わったことがなかったり、関わったことが少ない職員にとっては、どのような案件が手続の対象となるのかという迷いがあるという話を聞きますので、条例の別表に示されている対象に、これまでに実施しました市民参加手続と実施年度を掲載しました。ホームページにはこれまでに実施した手続が載っておりますので、詳細を確認して具体の事例として参考にする事ができると思っております。また、10ページからはパブリックコメント手続のマニュアルを載せました。審議会は事務局を持っているところでうまく運営できているというように聞いておりますが、パブリックコメント手続は関わったことがあまりないせいか不安があるようなので、11ページに手続のながれを掲載しました。手続のながれがわからないために不安に思うところがあるようなので、所管課が行うことと、協働推進・市民の声を聴く課が行うことに分けてながれを示しました。12ページには具体的な事例を載せています。1つめは、現在、取り組んでいる最中の第2次男女共同参画プランを策定するにあたって、どのような市民参加手続を行っていくか。2つめは自治基本条例を制定したときに実際に行った手続を載せています。手続の内容や実施時期も掲載していますので目安にできるものと考えております。15ページにはQ & A方式で質問の多いケースを入れました。先ほども申し上げましたが、やはりパブリックコメントに不安があって、特に時期をいつに設定するのが迷うところですので参考例をあげています。それから、現在、試行的に行っているものであっても条例等を改正するときに手続が必要かという問合せもありますので、その点。そして3つめはパブリックコメント手続のあとに原案が変更になったときにどうするかについて載せています。具体的な事例として取り上げたのはこの程度ですが、不足の点などがありましたら、ぜひお伺いしたいと思います。資料の説明は以上です。

【角田会長】

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから第4次審議会の答申に向けて3つのポイント

に分けた説明をいただきました。これは平成20年度の第2回が終わったときに中間的なまとめとして、手続選択の基準とマニュアルづくりというテーマと職員研修のさらなる充実というテーマ、それから市民の参画意識をどのようにしたら高めていけるのかという3つのポイントで中間的に整理していきまされたけれども、その後、平成20年度の実施状況の説明を前回受けて、今申し上げました3点のポイント以外にこの審議会として答申すべき項目があれば伺っていきませんが、このまとめと市民参加手続マニュアル2009についてこれから審議していきたいと思しますのでよろしくお願ひします。今、説明のあったマニュアルはすでにできあがったものですか。

【事務局(田村主査)】

説明不足で申し訳ありません。これはまだ案の段階です。職員には配布しておりません。

【角田会長】

審議会でいろいろ出てきたことがここにたくさん入っていますので、あまり完全なものにしてしまうと審議会として答申できなくなってしまうと思ったものですから。これからここでみなさんに意見を伺って修正して職員に配布するというところでよろしいですね。

【事務局(田村主査)】

はい。そのように考えておりますのでよろしくお願ひします。

【角田会長】

それでは市民参加手続マニュアル2009につきまして、ご質問やご意見がありましたら伺っていきたく思います。今まで審議してきた内容があちこちに付け加わっているように思いますが、さらに加えたほうが良いというようなものはございますか。

【長委員】

マニュアルの1に市民参加手続のながれというのがありますが、私の意図するものは、市役所のほうで、この案件についてはパブリックコメントにしようとか審議会にしようとかいろいろなことを考えられて市民に提案されていると思うのですが、このながれ自体の中に市民と行政のキャッチボールがなかなか見えてこないという気がしました。それから、このチェックはどこがするのかということが落ちていないかと思ひます。各部から案件や手続が出されたときにどこかがチェックしなければならない。市民の声を聴く課の仕事は実施するだけですか、それとも、いろいろな部署から相談されたときにパブリックコメントだけで十分であるとか、もう少し違うやり方もあるということを検討されるとか、そのあたりのことがあれば、それを盛り込まれたらよろしいかと思ひます。

【角田会長】

長委員は市民参加手続をどこでどう決めるかを明確にすればよいということですか。

【長委員】

あくまでも手続を決めるのは担当部署だと思ひますが。

【角田会長】

5ページに3市民参加手続の方法と時期がありますね。市民参加手続の方法と時期は施行規則の別表に4項目記載されていますとあって、審議会、パブリックコメント、公聴会、ワークショップ等の4つの手続ですが、方法の選択と時期の設定は所管部局が次の要件を踏まえて判断してくださいと書かれています。これではまずいということですか。

【長委員】

これで良いのかもしれませんが、石狩市役所の中でこの手続が公平に行われなければ、こちらの部局ではこのような手続がとられたのに、別の部局では同じような案件でありながら別の方法がとられたということであれば、市民サイドから見ると、関心のある人は特に感じると思いますが、せっかく基準があるのにおかしいのではないかというご意見が出たりすると困るかなと思ひまして。各部署からパブリックコメントやワークショップでやりたいという話が来たときに一度それについてチェックするところがあったほうが良いのではないかと思います。

【角田会長】

扱い方の統一を欠いているのではないかというお話は、長委員は前からおっしゃっていましたね。例えば5ページの一番上の2行に「手続の選択、時期の設定については市民の声を聴く課に協議あるいは相談のうえ所管部課が判断するように」としたほうが扱いは統一されるのではないかと思ったのですが。

【長委員】

市役所内部のことはわかりませんのでこの部署で担当されるのが良いのかはわかりませんが、とにかくチェックするところがあれば良いと私は思ひました。

【角田会長】

一応、市民参加手続については窓口の一元化ということで市民の声を聴く課になっていますが、その割にはケースによって手続方法が違っていることがあったから、今のようなご意見につながっている訳ですね。

【長委員】

そうですね。

【角田会長】

ですから私は、窓口である市民の声を聴く課が事前に相談を受けることにすると、取り扱いの違いがなくなるのではないかと思ひています。逆にそうすると市民の声を聴く課の事務量が増えてくるかもしれないと思ひますが。

【事務局（佐々木部長）】

現実的には相談は受けておりまして、その都度アドバイスなどはしてはいます。ただ、最終的に決めるのは担当課ですから、こちらの考えと、担当課の抱えている考え方や事情などが必ずしもマッチしないことがあったりして、こちら側の立場で言うと思ひ通りにならない場合がない訳ではないです。今、会長がおっしゃったように「市民の声を聴く課に協議をしたうえで」という文言を入れることはまったく問題ないと思ひます。

【長委員】

きちんと書いてあるほうが伝わりやすいと思ひます。

もうひとつありまして、資料2の点線で囲んだところに意見交換会と地域説明会というのが載っていますが、この違いは市民の方にきちんと周知できるのでしょうか。私は地域説明会と意見交換会にはそんなに違いがないように感じては思ひまして、10月21日に厚田区で市政懇談会があったのですが、そのときに地域の住民の方と行政のほうで若干考え方の違いみたいなものがあったように感じまし

た。厚田の特定環境の下水道の件でパブリックコメントをとったことに対して、地域説明会の中ではすでに条例を見直すというように行政側で約束をされたのに、今になってなぜパブリックコメントをするのかと。しかも1年近く経ってからというようなことがありましたので、きちんとわかるような形で周知できればと思います。

【角田会長】

それはどのような案件で地域説明会が開かれたのですか。

【長委員】

料金の改定があったようで、その中で交渉ごとがあつて最終的には市長が譲歩されたらという話で説明があつたのですが、そのあとに1年ぐらい経ってからパブリックコメントがなされたので、パブリックコメントでそんなものは必要ないという意見が出てきたらそれで終わりですよ。

【角田会長】

意見交換会と地域説明会の違いは事務局のほうで明示されて、地域説明会というのはすでに決まったことを説明するのが地域説明会。そして市民参加的に意見を聴くことが意見交換会にしますという説明でした。

【事務局(佐々木部長)】

どういうタイトルをつけるかということよりも、ここで言っているのは開催側の意図としてすでに決まってしまったことを地域に説明しに行くことは市民参加手続ではないということです。ですから市民参加手続が必要なことであれば、決める前に実質的な意見交換の方法をとってくださいという意味で市の職員向けにこのようなことを書いています。厚田の個別排水処理施設整備事業の話については、あれはまさしく意見交換会で、こちらとしてはこのように思うけれどもどうでしょうかということに住民の方々からいろいろな意見を聴いて、最終的にこちらの考え方をこのように変えていきたいと思います。あのような話し合いをした場であったと我々のほうでは理解しています。あの集まりにどういったタイトルをつけたかは覚えておりませんが、内容的には紛れもなく意見交換会だと思っています。ただ、その話と先日の市政懇談会で出た話というのはまた少し違って、後段でおっしゃっていた地域と1度合意した話についてそれを実行するとすれば条例を変えなければならないわけですから、条例を変えるとすれば今のルールでは市民参加手続をすることになっていますから、その市民参加手続としてパブリックコメントをやりましたということに対して、1度地域と合意しているのに市民参加手続をすることはどうなのかというご意見だったと思います。もし、地域の合意と違う意見が出たらまた行政はひっくり返るのかということをお慮される意見が出たということです。

【角田会長】

今のお話は手続的には問題なく粛々と進んでいるのですか。

【事務局(佐々木部長)】

はい。手続的にはまったく問題ありません。

【角田会長】

そうは言っても、今までもスキー場の廃止や学校の統合のことなどで意見を聴いてもらえなかったというお話もありましたよね。あるいは担当所管で手続のやり方が違うというご意見が、この1年半の間に委員の中から出ていました。その辺をきちんとするためにはどうしていったら良いでし

ようか。条例や規則の中に意見交換会という定義が手続として入っていないものですから、そうは言ってもまた改めて条例や規則を改正するというのもかなり大事になりますので、例えば運用マニュアルの中に長委員が問題としておっしゃっていることが納得できるようなことを付け加えていくことはどうでしょうか。

【五十嵐委員】

前にも地域説明会ということで町内会のほうでやりましたけれども、これからは説明会はないと。意見交換会になるということですね。その辺をはっきりしていただきたい。

【事務局（佐々木部長）】

決まったことをご連絡しますという意味での説明会はこれからもあります。

【五十嵐委員】

説明会もあって意見交換会もある訳ですか。その辺りがよくわからないのですが。

【角田会長】

途中経過はいろいろありますが、このようになりましたと決まったことを地域の方々に報告するのが地域説明会。ですからそこで意見を聴いて変更する余地はないですね。そしてある事業をするときに途中経過で地域の方々に意見を聴くことが意見交換会と整理したということです。そういうことで間違いありませんね。

【事務局（佐々木部長）】

はい。

【五十嵐委員】

以前、花川南出張所が廃止になるときに地域説明会ということで回覧板などでも案内があって開催されましたけれども、それは決まったことの説明会だったということですか。

【角田会長】

そういう混乱があるから、以後は市民参加条例に基づくようなシステムでやるときには意見交換会という形にした訳です。

【事務局（佐々木部長）】

実際に我々のほうで意見交換会とか説明会と言っても、その認識が市役所側と住民のみなさんが一緒になることは難しいでしょうから、そういう会のご案内をするときや会の冒頭で、この会の性格と目的といったものをしっかり説明することで、双方共通理解に立てるようにしていければ良いかなと思っております。

【五十嵐委員】

行政の方々はみなさん利口だからわかるかもしれませんが、一般市民はわかりませんから。

【西委員】

説明会に至る前にこれからは情報を公開して意見交換会を多く行うという大きな押さえでよろしいですか。条例を変える前、施設を廃止する前など案件によって違うかもしれませんが。

【事務局（佐々木部長）】

すべての場合に意見交換会という対面で話し合うような場を持つかどうかというようなご質問であるとすればそうではないです。

【西委員】

もちろんすべてではないですが、部局が判断したものだと思いますけれどもなるべく多くと言うか。

【事務局（佐々木部長）】

いずれにしてもいろいろな形で市民のみなさまと意見を交わしたうえで、行政が何をすべきかを決めていくということが、この条例のずっと変わらぬポリシーです。

【西委員】

そういうことがメッセージ的にあれば市民はわかりやすい気がしますね。説明会というともう拒絶されたようなイメージを市民は持ってしまうから、説明会は情報公開の部分では非常に大事なことだと思いますけれども、それに至る前に石狩市は意見交換会をするようになってきているということをも市民にどう訴えたら良いのか。

【五十嵐委員】

決まったものに対してあれだけの行政の方が来られて意見を聴かれてもどうしようもないからみんな行かない訳ですよ。全然決まっていなければ活きた説明会になるのかと思いますけれども。

【傳法副会長】

決まったから混乱なく実行するためにみなさんに説明するのが地域説明会です。ですが、決まる前にはそれが意見交換会なのかパブリックコメントで意見を聴くのかは案件によって違ってくるけれども事前には必ず意見は聴きます。その時のひとつの方法として意見交換会もありますというお話です。ですから、佐々木部長が「すべてという」と言われたのは案件によってはパブリックコメントで聴くということもあるとお話をされたから私は非常にクリアになりました。決まったものは地域説明会で混乱なく円滑に実施できるように住民の方々に説明をすると。そのときには、決まる前には十分にみなさんのご意見を伺って決まったことですからご理解くださいということですね。

【五十嵐委員】

そういう言い方であればわかりますけれどもね。

【傳法副会長】

それが2009年になってきれいに整理していただいたということですから、五十嵐委員が前回に混乱されたときには確かに市のほうも混乱していたので、これからは混乱しないできちんとした形で説明されると言っていますので、私はこれで整理できたかなと思います。

私からもひとつよろしいでしょうか。長委員が前からおっしゃっていたようなことを考えますと、案でいただいたこのマニュアルの1ページのところが から始まっていますけれども、これは行政側の立場が整理されているものですね。そうしますと の上に市民というものが一番上にあって、意見とか疑問を持ったときに市民の声を聴く課に相談に行くと、それを受けて市民の声を聴く課が内容によってはふるい分けをしたり、関係各課と相談するということがあったほうがわかりやすいのかなと思ったのですが。

【角田会長】

私自身は市民参加手続の主体はどこかと。市民なのか行政なのかということですが、今のこの考え方は行政サイドですよ。

【傳法副会長】

行政の立場はこれでよろしいですけれども。

【角田会長】

2ページに対象とありますね。市がこのようなことをするとき市民の意見をこのような流れで聴きますということでもよろしいのかと理解していますがどうでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

そのとおりです。

【傳法副会長】

行政の流れの中には入らないかもしれませんが、市民からの疑問や質問やあるいは訴えというようなものがあったとしても何も害はないと思ったものですから。これだと市役所の中だけの出来事になってしまいますね。市民側からは見えてこないという意味で長委員が前からおっしゃっていたように思っていたように思うものですから。

【長委員】

副会長がおっしゃるように、そこまで一步踏み込んだ考え方になると画期的なものになると思ったのですが、会長がおっしゃるようにこれはあくまでも行政側の手続のマニュアルだと考えればその部分はあえて入れなくてもいいのかと、大変微妙な部分で、どこを意図とするかですよね。行政が手続きをフェアにやっていくためのひとつとしてマニュアルを作るということであればこれで十分だし、市民参加をもう少し進めるためには、市の主人公は市民であるというところを押さえていけば、副会長のおっしゃるような形になると思います。市民が何か疑問に思ったら、これ以外にも現行の規則で何らかの手続がとれるようになっていますよね。

【角田会長】

副会長がおっしゃったような、市民が何かものを申し立てたいというときには市民の声を聴く課に来ますよね。

【事務局（佐々木部長）】

はい。通常の広聴活動の中で苦情なり要望なりというのは聴いています。

【傳法副会長】

そうするとこれは、市民参加手続のながれの3行目に「市民参加手続を実施することになってから」と書いてありますが「市民の声を聴く課に持ち込まれた市民からの声については」ということで、最初のところにひとこと入れるだけでも良いのではないのでしょうか。要するに住民の声をどこに持っていけば良いのかをもう少し見える形で書いておく方が良いかと思ったのです。私ならばサービスの精神で「市民の声を聴く課に申し入れ」として、そこで仕分けされた後は手続に入りますというように考えました。

【角田会長】

市民の声から出発するのか、行政から出発するのか。

【事務局（佐々木部長）】

市民参加手続の対象となる行政活動は2ページ以降に書いてありますが、そういうことをしようと役所が思うきっかけというのは市民からいろいろ要望を受けてという場合もありますけれども、それ以外にも法律や制度が変わったので手続が必要になるといういろいろなパターンがあります。

行政活動を行うことを決める前の段階をどこまで詳しく書くのかという話になってくると思います。

【傳法副会長】

1行目には「市民参加手続とは」と書いてあって「行政の決定に市民の意見を活かす目的でその企画立案段階で」という、その企画立案の中には行政側が主体的に出すものもあるけれども、やはり市民の声を聴くという表現をこの中に盛り込めないものかと。

【角田会長】

市民参加手続の発議は行政ですね。行政の決定に市民の意見を活かす目的でその企画立案段階でこういう流れで市民の意見を聴くということですから。

【傳法副会長】

わからない学生に私が話をするときには、当然わかっている人たちにはそれで良いと思いますが、自分が今どの位置にいるかということを見えるようにしたほうがもっと理解してもらえんと思ひまして、確かに行政の手続としてはわかりますけれども、番外に市民ということがあっても全然害はないと思つたのです。

【事務局(佐々木部長)】

1ページは手続自体の流れを書いているものですから、ここに足すよりは、むしろ市民参加手続というのは、市民の声をいろいろと聴きながら行政活動を行う全体の流れの中でどういうところに位置するのかというイメージの絵をこれのさらにもうひとつ前に入れるようにするとわかりやすくなるような気がします。今どこにいるかをイメージしやすくするとすればですが。

【傳法副会長】

そうですね。これは受けた後の流れですから。もしつなぎを考慮していただけるのであればもっと良くなるかと思ひます。きっと良いアイデアがありますから考えてみてください。これ自体は十分に理解ができます。けれども、もう少し工夫をしていただけたらもっと良いかと思ひます。

【角田会長】

先ほどから出ておりました意見交換会については、5ページの表の下に言葉が出てきていますけれども、この程度の書き方でよろしいでしょうか。

【長委員】

表の中にはワークショップ、公聴会、パブリックコメント、審議会とありますが、この中に出てきている言葉は硬いですがこの公聴会という形のほうが市民の意見を述べる場という感じでわかりやすい気がしましたがどうでしょうか。この公聴会の中に意見交換会を入れていただいて、意見交換会の説明という形で資料2にある内容を入れていただければわかるのかなという気がしたのですが。今まで地域説明会という言葉でなじんできていますので。

【傳法副会長】

行政が持つ公聴会というのはどういう形のものですか。

【事務局(佐々木部長)】

公聴会というのは、相当格式ばった場でして、あらかじめ賛成の人と反対の人でそれぞれの立場から意見を言いたい人を募集して、交互に意見を言ってもらってという感じです。ですから、たぶん長委員がイメージされている意見交換会とは全然違うものだと思います。

【角田会長】

この表の公聴会の中に入れるべきものではないですね。

【事務局（佐々木部長）】

そうですね。性格は違いますね。

【長委員】

この表の中には意見交換会は入れられないのですか。

【角田会長】

この表の中に入れるとすれば、条例や規則を変えることになりますね。

【事務局（佐々木部長）】

そうですね。ここは規則の解説になりますので。

【角田会長】

そこまでする必要はあるかどうか。

【五十嵐委員】

そのぐらいしてもらいたいものですね。

【角田会長】

そういう方法もありますが、とりあえずこのマニュアルの中に入れておいて、実際の運用上、齟齬がないようにするという方法もあると思います。条例改正となるとなかなか大変ですからね。資料には意見交換会についてはこの2行で書いてありますが、この書き方で問題ないかということはありませんけれども。具体的な事業名を例示しながら、この案件には意見交換会と書いておけば良いのではないのでしょうか。

【長委員】

地域の方のコンセンサスを得る必要があるような気がしたのです。それをしないで進めていって、行き詰ったところでこのようなことをやっても、なかなか物事うまくいかないように思いますから、どの程度までやれば十分なのかはわかりませんが、少なくとも意見交換会は手続のひとつとしてきちんとポジションを与えたほうが選択しやすいように思います。

【五十嵐委員】

市民側としてはきちんと意見交換会と書かれていたほうがよろしいように思います。そこが抜けていると行政側の説明会に終わってしまうような感じがします。

【角田会長】

事務局としてはどのように考えますか。

【事務局（佐々木部長）】

この5ページの中には、条例、規則で決めている典型的な市民参加手続のパターンだけ入っているのですが、これはマニュアルですから他のものを入れてはいけないということはありませんので、意見交換会もこの並びで書くことは可能です。そのときには、意見交換会であればみなさんの意見を聴いて、それを役所の案に反映させていく目的でやっていますということをはっきりさせたいうえで開催するというような心構えを書いていくことは可能だと思います。

【角田会長】

事務局のほうから、表の中に入れることは問題ないという回答がありましたがみなさんそれでよろしいですか。

= 「はい」の声 =

【角田会長】

それでは、この中に入れるように事務局で対応していただきましょう。

【長委員】

マニュアルの見直しについては考えていらっしゃるのでしょうか。これからこのマニュアルでやっていくとしても完全なものができるわけではないし、うまくいかないところも変わっていくような気がしますので、見直しということが必要になってくるかと思うのですが、明記しなくても見直しをするということであればよろしいのですが、マニュアルの中に見直しの時期が書かれているほうが良いのではないかという気がしました。

【角田会長】

2008というのもありましたよね。

【事務局(佐々木部長)】

はい、あります。

【傳法副会長】

あまりたくさん書かないほうがよろしいかもしれませんね。今は常に見直して変えていかないと時代に遅れていってしまいますから、書かれていなくてもきちんと見直して審議会でも見ていくということではよろしいのではないのでしょうか。先ほど、1ページの上のほうに加えたらどうかという話をしましたけれども、よく見ると5ページの下に「市民参加手続の方法はいろいろあります」と書いてありますね。ですからあまり入れなくてもよろしいかとも思いましたが、先ほど検討していただけたというお話でしたからお願いしたいと思います。あまり詳しく書きますと、返ってそれにとらわれてしまって動けなくなってしまうこともありますから、ここは比較的弾力的に時の流れに適切に対応できるように書いていただいたほうがよろしいかと思います。

【長委員】

意見交換会というのは時間も手間もかかるかもしれませんが、これからは有効な方法になるのではないかという気がしますので、この部分の位置づけを与えてやるほうが良いように思います。合併してから私どもの地域では住民と行政がどうもじっくりきていない部分が出てきていますので、石狩市は行政全体が大きいし、以前の厚田村は3千人くらいでしたから、村長と地域住民はお互いに分かり合っていて話もしてきたのですが、今は決まったことを話しにこられているように感じますので、そのあたりも少し考えていただけるとありがたいと思います。

【西委員】

私も同じように思います。審議会、パブリックコメント、公聴会、ワークショップというのは市民にとってはやはりパスしたいようなことばかりです。意見交換会なら行ってみたいという市民はいる気がしますので位置づけとまではいかななくても、ひとつの項目として押えていただいたほうが市民の意識を喚起する意味においても良いと思いますので、事務局のほうで工夫して入れていただきたいと思います。

【角田会長】

この表の中に工夫して入れていただくことと、同じページで言えば最初の2行の中に窓口を明確にしておいたほうが良いと思いますので入れておいてください。このマニュアルは、具体的な事例やQ & Aなど、この審議会での昨年からの審議内容を加えて作り変えたということでご理解をいただきたいと思います。これを見ながら事務をやっていけば今までのような齟齬はなくなるのではないかと思いますけれども、やってみてまたうまくいかないところがあれば、長委員のご意見にもありましたが見直しをしていくこととなります。

【傳法副会長】

案が取れるまでにはどのような手続を踏みますか。

【事務局（佐々木部長）】

決裁です。マニュアルですから、市長までの決裁ということはないです。部長決裁で案が取れるということになります。

【傳法副会長】

ということであれば比較的弾力的に対応できますね。

【角田会長】

マニュアルについてはこれで終わらせていただきます。

それでは第4次審議会からの答申についてですが、今までの審議内容を踏まえて3つのポイントに整理させていただいたということですが、ひとつは今まで議論しておりました、具体事例に対応した手続選択の基準・マニュアルづくりについて答申したいということで、これについてはマニュアル2009というかなり具体的なマニュアルづくりができたのではないかと思います。一応審議会の答申としては、より具体的なマニュアルづくりということになります。ふたつめは職員研修についてです。これは今までの職員アンケートの結果を見ても、かなりの職員から具体的な事例に沿った研修をしてほしいという意見が多く出ておりますので、それを受けての答申ということになりますけれども、職員研修を充実させるべきではないかということで答申したいと思いますが、これにつきましてさらに突っ込んだご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。実践的な職員研修の実施という意見がかなりありましたが、このような研修をすべきでないかというご意見をぜひお願いします。職員研修の場に、審議会としても勉強のために見させていただきたいということをお願いしていましたが事務局の体制の関係でまだ実施していないということで申し訳ありません。特に市民参加を行ううえで紛糾してごたごたにもめたような難しい事例について検証するとか、具体的な研修内容について意見ができればと思っています。職員研修は当然、全職員対象に行っていますね。

【事務局（佐々木部長）】

今年はまだできていませんが、例年は全職員対象でやっています。

【長委員】

研修は時間的にはどれくらいですか。

【事務局（田村主査）】

研修時間は1時間半から2時間弱でやっています。全職員が対象ですが、参加者は例年100名程度です。

【長委員】

1回だけですか。それとも数回やられて、参加できるときに受けられるような感じですか。

【事務局(田村主査)】

1日を午前と午後に分けて2回、それから各支所のほうでも同じように実施しておりまして、支所の職員は8割程度受けています。

【角田会長】

研修の講師は田村さんがされるのですか。

【事務局(田村主査)】

僭越ですが私が務めさせていただいております。

【角田会長】

そのときに使う教材は、このマニュアルですか。

【事務局(田村主査)】

はい。マニュアルと以前お渡ししております条例の考え方という2つの資料を使っております。

【傳法副会長】

市民の声をきちんと聴いていないのではないかと揉めたような事例はあるのですか。1時間半から2時間で職員の意識を高めるような研修をするのは案外難しいですよ。

【事務局(佐々木部長)】

意見を聴いていないのではないかとと言われることはあるのですが、そういうことは個別具体の話になってしまうものですから、当事者にとっては切実ですが、それを研修のような場でみんなで共有できるかという非常に難しいです。やってみて本当に感じますが、研修を受ける側からすると、受ける本人の心に響くような実践的な研修を望んでいるのだらうと思ってはいますが、どうやったらよいのかなかなか難しいと感じています。

【角田会長】

資料1を見ても、一般職の回答率では関心が高いとは思えないですよ。そのあたりはどうやったら上がるのか。3つめの答申のポイントとして市民の参加意識が低いのでそれを高めていったほうがよいのではないかとということで整理させていただきましたが、これもなかなか難しく、職員も市民もどうしたら意識が上がっていくのかということですよ。言葉ではなんとなくわかりますが、具体的にどうしたら良いのか。

【五十嵐委員】

市民の参加というのは本当に難しいと思います。市民文化祭を毎年やって何千人と入っていますけれども、担当者以外の行政の方は1人か2人。数える程度です。職員の参加が本当に少ないですね。議会のほうでも、今回から一問一答方式ということで、どういうものなのかと思ったので私も傍聴に行きましたが、傍聴に来ている方もあまりいませんでした。市民の参加については、いかにPRしていくかですよ。

【青木委員】

私もあまり参加していないので大きなことは言えませんが、自分に関わりのないものに関心を持つ余裕がないということかもしれません、関心がないので見ないで通り過ぎてしまうと感じています。

自分の勉強不足ということになるのかもしれませんが、もう少しみんなが自分の問題として関心が持てるようになれば。

【熊谷委員】

知る方法といえばやはり広報ですが、関心がないと見ても通り過ぎてしまう。恥ずかしい話ですがパブリックコメントという言葉も、この審議会に参加してわかるようになって、それからは広報でもよく見るようになったのですが、それまでだったら気づかなかったです。

【角田会長】

慣れていないということもあるかもしれませんね。役所のPR不足でしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

いろいろとやっているつもりではいるのですが、この市民参加制度をどういうものと捉えるかというところだと思うのですが、最初は市民と行政の間に壁があったので、市民のほうから行政のほうに入ってこられるようにドアをつけました。そのドアをつけたことがこの制度だと思っています。ドアをつけたけれども、そのドアを通るか通らないかというところまでを、この制度で何とかしようとしても、それは難しいのではないかという気はしていました。ただ、ここにドアがあるということはみなさんにお知らせしなければいけないとは思いますが、ドアを通るか通らないかは市民サイドで、身近な話題であれば意見を言いたいということであれば、その身近な話題をみなさんのところでどうやって届けるかということが一番のポイントになるのではないかと考えています。今の周知の方法は、広報とあい・ボードとホームページと登録された方にはメールでお知らせするというのをやっています。それが現在のお知らせする手段ですが、もっと効果的な手段があれば、ぜひやりたいと思っています。

【角田会長】

今、あい・ボードの話が出ましたが、あい・ボードそのものの認知度や目立ち度はどうですか。私の印象では目立たないところにあるなと思っていたのですが。

【事務局（佐々木部長）】

あい・ボードは民間の施設にも置かせていただいています。こちらとしてはなるべく大きくして目立たせたいのですが、置かれるお店のほうではあまり大きいと邪魔であるということで、これくらいなら置いていただけるといふ双方折り合ったところが今の大きさです。スーパーなどで見ると、やはり小さいかなという感じはします。

【五十嵐委員】

お店にもあるのですか。

【事務局（佐々木部長）】

はい、あります。

【五十嵐委員】

お店にあることは、初めて知りました。公共施設だけだと思っていました。それから、公民館にあるものもやはり見にくい。前から言っていますが、あい・ボードの文字をどうして上につけないのかと思っていました。

【事務局（佐々木部長）】

他には郵便局にもあります。郵便局ですとあれ以上大きくすると邪魔になるので置いていただけなくなってしまう。

【長委員】

審議会やパブリックコメントという、やはり少し敷居が高いですね。簡単なアンケートなども考えていただければ、もう少し意見が出しやすいような感じがします。私もパブリックコメントはなるべく書かせてもらおうと思って努力はしていますが、やはりあれだけ膨大な資料を読んで、わからないところがあれば自分で調べてみたりしたりすると、なかなか手間と時間がかかることでもありますので、ご意見を持っている方もなかなか意見が出せないのではないかという気がしていますので、簡単なアンケートでも1回やっていただくと、意外と意見が集まるかなと思います。

【五十嵐委員】

町内会の回覧板はまんべんなく回ってきますから、それを利用して、アンケートなどは回覧板につけていただければ、簡単にアンケートが取れるような感じがします。それから、どこかの市町村でやっていたと思いますが、目安箱の制度は非常に良いと思っています。パブリックコメントは難しいかもしれませんが、市民の声を聴く課にでも目安箱を置いて、きちんと名前を書いて意見を入れてもらうようにすると、意外と意見を出す人がいるのではないのでしょうか。

【角田会長】

ある程度地域などが限定された案件ではアンケートも有効だと思いますが。

【事務局(田村主査)】

資料を持ってきていないので、いつご紹介したかは覚えておりませんが、緑色の紙で、意見を書いていただいて3つ折りにしてのりを貼っていただくと、お金がかからずに送っていただける市役所直郵便というものもあい・ボードのほうにご用意しております。

【角田会長】

結構、件数は来ていますか。

【事務局(田村主査)】

今のところ10件には満たしていないという程度ですが、あい・ボードに置いてある枚数は減っていますので、お取りいただいている方はご意見をお持ちではないかと思っています。

【角田会長】

今までの実施状況を見ても、ワークショップなどでは結構意見も出ていますが、パブコメではあまり意見が出ていないという状況ですから、地域に入り込むと結構意見も出てくるのではないかと思いますね。ただ提案をして「意見を出してください」といってもなかなか出てきませんから、行政側も地域に入り込むということも必要かもしれませんね。待っていても意見は出てこないでしょう。

【事務局(佐々木部長)】

そうかもしれませんね。地域限定の話題であれば、なるべく地域に行って意見交換会を実施するようにという話をこちらでもしておりまして、現実にかなりやっていると思います。

【傳法副会長】

私のところでも研修会をやりますが、話題とゴールをきちんと見つけてからやらないと、一定の時間に十分な成果を得るのは難しいと思います。研修会をやるやらないということもありますが、どう

いう内容でやるのが良いのか、具体的な問題がある場合にはやりやすいですが、ない場合は比較的難しいですね。審議会という立場で見ますと、職員の参加が少ないとか住民の声が少ないということは事実だと思いますが、ある意味では住民は満足できているから声が出ないという見方も、一面ではあるのではないかと私は思っています、逆に苦情が少ないことをもって、市も一定程度の努力をしている、評価は得ているということが言えるのではないかと考えておりました。苦情がよほど多ければ市は何もやっていないということですし、まったく何もないというのは無視されていることかもしれませんが、一定程度の努力をしたうえで少なければ、満足していただいているという評価をしても良いと思っていますがいかがでしょうか。

【長委員】

そのとおりだと思いますが、今、市民参加の方法自体が意見を述べようと思っても時間や手間がかかりすぎるものしかないので、もう少し意見が出しやすい方法で、先ほど市民参加手続という入り口を作ったというお話をされていましたが、今度はもう少し入り口を広げるようにするのが次のステップではないかと思っています。本当に不満があれば、どんどん意見は出てくると思います。このような世の中ですから、他人のことも自分のことのように考えていかなければ、誰も考えてくれる人がいなくなってきていますので、自分に関心がないというところからもう少し進まなければならないと思っています。もう少し間口を広げていただけないかなと。

【柴田委員】

タウンミーティングに参加しましたが、説明がわかりやすいし、来てよかったといつも思います。会場が大きいと意見を述べにくいという感じがしまして、もう少し規模を小さくしたら意見が出るのではないかと思います。職員のみなさんは一生懸命にわかりやすく説明してくれています。地域の方と誘い合って行きますが、みんな来てよかったと言っています。

【松原委員】

何か良い案はないかと一生懸命考えていたのですが、今、民主党政権になって事業仕分けをしていますが、テレビで公開したら最初は数百人だったのが次の日から何千人も傍聴に来たということでした。あのようなことをテレビでやりますと興味が湧いて人がたくさん来て、それと同じにはできないかもしれませんが、何かのきっかけがあればと思います。だったら何かと聞かれるとどうしたらよいのかと考えてはいるのですけれども。

【角田会長】

市民と行政が情報を共有しなければならないですね。

【松原委員】

今までも一生懸命されていると思うのですが、何かのきっかけでみんなが知って、自分も意見を言う場所がある、何かを言えばどこかが変わることが見えたから、事業仕分けのときも、学生や公務員が休んで見に来たと言っていました、ドアを作ったと言っても市民はそれがあることすら知らないのだから、何かきっかけを作れば良いとは思っているのですけれども、どうしたらよいのかはまったくわからない状態です。

【熊谷委員】

たまたまテレビを見ていたら、藻岩山のロープウェイと展望台の改修工事をするのに、市民の方が

まったく知らなかったという特集をやっていて、市のほうでは何年も前から地域に知らせていたのに全然知らなかったと。浸透しやすいのはやはり町内会かなと思います。回覧板は100%見ますし、近所でもそこに書いてあったことについて話します。やはりみんなに見える状況をつくる必要があるではないかと思います。

【青木委員】

私は仕事柄いろいろ見っていますが、今は人に頼るということがあまりないように思います。とにかく自分が忙しくて、自分のところだけを守っていくという風潮がすごくあります。地域のお祭りでも、いろいろ計画をされてやられていると思いますが、子ども神輿が来ても、地域の方はほとんど出てきません。草取りをするといっても、日曜日ということもあるかもしれませんが、出てこられる方は決まっているような気がしますし、他の方と関わる楽しみとか満足感がないのか、求めているのか、煩わしいから避けているのか。関心のない方にはいくら呼びかけても気持ちを開いてくれないという状況がとても強くあります。例えば良くないですけれども、災害のように他人が必要な状況でもないわからないのかなという気がしています。

【角田会長】

先ほど松原委員もおっしゃっていましたが、何かきっかけがあって1回出してみると、次からも出てくるようになるのかもしれませんがね。

【五十嵐委員】

私も以前はクリーン作戦とかには出ていましたが、最近は出なくなりました。家の周りをいつもきれいにしていますから、拾うごみもなくてつまらないので満足感がないのです。だから行かなくなってしまうと、それではいけないと思っているのですがなかなか難しいです。

ひとつお聞きしますが、ワークショップに参加する場合はどのようにしたら良いのでしょうか。公募なのか推薦なのか、いろいろあると思いますが。

【事務局(佐々木部長)】

普通は公募です。中には公募プラス関係団体に推薦を依頼することもあります。ワークショップは自分が参加したいと思ったら絶対に参加できます。

【五十嵐委員】

公募のときは広報に出ますか。

【事務局(佐々木部長)】

はい。広報でも出しています。

【柴田委員】

このマニュアルは細やかに書かれていて、とても良いマニュアルだと思います。具体的にわかりやすく書かれていてとても見やすいですね。

【角田会長】

これは市民の目に触れることはありますか。あくまでも職員用ですか。

【事務局(田村主査)】

職員を対象に作成しています。

【角田会長】

柴田委員もわかりやすいとおっしゃっていますし、市民には出せないものですか。

【事務局（佐々木部長）】

ホームページに載せることはできます。これを出すことによって、こちらのほうのやり方がマニュアルから外れていれば、その点を突っ込んでいただくということはできますね。手続の進め方を、市民と市役所が共通理解を持ってできるということに役立てていけるとと思います。

【長委員】

先ほど副会長が提案されました、市民参加手続のながれの中にあるいは別なところに、市民の枠を作ってつながりを明らかにしたものを、広報などでも掲載していただければわかりやすいのではないかと思います。そしてホームページにこの全容を載せていただければ、興味のある方はそこを探せば出ているというインフォメーションもあわせて載せていただくと良いかなと思います。

【角田会長】

答申の内容として、1点目はマニュアルということによろしいと思いますが、いろいろな議論の中から、職員研修と市民の参加意識をどのように高めるかということをお答えしようかと思ったのですが、具体的なものがあまり出てこないの、答申に入れることがどうなのかなと。逆に、これ以外に提言したらよいのではないかとこのものがあれば出していただきたいと思いますが、何かありませんか。

【松原委員】

このマニュアルができて、その内容に沿って説明して、具体的な事例があってそれも研修の中でやっていくと、研修のレベルもどんどん上がって、アンケートの結果も変わってくるのではないかと思います。そうならばアンケートのとり方にもひと工夫必要でしょうけれども、アンケートの問題点も次の研修の問題点としていけば、ぐるぐると回るようなサイクルでいけば、1歩ステップアップした状態で進んでいけるのではないかと思います。正直なところ難しいテーマで、永遠のテーマですから、ステップバイステップでいけば良いのではないのでしょうか。

【角田会長】

平成19年度と20年度の実施状況の説明を受けましたが、相対的に市の実施状況をどのように評価するかです。ミスはいくつかありましたが、おおむね良いのではないかと評価するのか、まだまだだと評価するのか、いかがでしょうか。

【五十嵐委員】

私は非常に良かったと思います。一生懸命されていると評価します。

【角田会長】

一生懸命取り組まれていますし、成果は上がっていると思いますね。

【五十嵐委員】

私は文化協会から団体推薦で出ていますが、前任者から引き継いだ書類を見てもずいぶん進んでいると思いますし、前任者からどうなっているか聞かれることもありますが、カルチャーセンターの件についてもよくなっていると評価しています。おおむね良好ということによろしいのではないのでしょうか。

【西委員】

私もよろしいとは思いますが、おおむね良好ということだけではなくて、さらなる改善努力の余地

はあるということは示したほうが良いのではないのでしょうか。

【角田会長】

いくつか問題点はあるにしても、おおむね順調には進んでいると思います。この条例ができたのが平成14年ですから、もう7年経っていますね。過去3次の審議会でいろいろ改善状況が出されて、条例や規則、マニュアルを含めて改善されてきていますから、次の第5次の審議会では、今までのようなテーマで議論をしても、さらなる改善点というのはなかなか出てこないと思います。第5次以降の審議会のテーマとしては、むしろややこしい事例などを出してもらって、審議会としてどのような方法が良かったかとか、どうしたら意見が出るかとかという突っ込んだ議論をしたほうが良いのではないかという気がしているのですかどうでしょうか。全般的な実施状況を聞いてどうしたらよいかといっても、いろいろなことを改善してきていますから、もう出にくくなっているように思うのです。個別の案件で審議会として議論していくということを、第4次の審議会として答申の最後に付け加えたらどうかと思うのですが。

【長委員】

会長がおっしゃるように、ある程度のマニュアルができて、きちんと公平な手続ができるようになってくれば、例えばアンケートというのはその結果と行政の判断が難しいものだと思うので、そういうところで問題点を出していくことが必要だと思うし、そういう議論を重ねていくことがマニュアルの見直しにつながったり、Q & Aの量を増やしていくことによって、行政と市民との考え方の違いがなくなっていくような気がしますので、ひとつのルールができれば、そのルールに則って進められてきた中での問題点というものを、その都度検証されたらよいと思います。

【事務局(佐々木部長)】

毎年、前年度にやった市民参加手続の実施状況をお出ししていますが、その中で問題があればそれをピックアップしてそれを検討していただくという趣旨もあって全部を出しているというところもありますので、これから個別の事例について検討していくのであれば、各委員に問題となるようなものがなかったかというのをご覧いただくのと同時に、事務局サイドでこの案件についてはもう少し何かをすべきでなかったかと思われるものについて、関係資料を出してご検討いただくというスタイルになると思います。それは二度と同じ間違いはしないという市役所全体で認識するうえでは意義のあることだと思います。

【角田会長】

今日はいろいろと答申に向けてのご意見をいただきました。この3つのポイントで答申するということと、第5次以降の審議会運営についてということで、項目的には4つになると思いますが、このような内容で答申してよろしいですか。

= 「はい」の声 =

【角田会長】

文言の整理は事務局のほうと協議をしながらさせていただいて、答申のスタイルで次回にお出ししたいと思います。そろそろ予定の時間ですが、何か確認しておきたいことはありますか。

次回は年明けになりますが、それまでに何かありましたら、事務局のほうになんなりとお出しいただきたいと思います。

【五十嵐委員】

この審議会は石狩市にある審議会の中で一番難しい審議会ですよね。いろいろ審議会がありますが、案外らしく感じる場所がありますけれども、この審議会は深いと思います。

【角田会長】

次回から具体的な事例で審議していくことになれば少しは良くなるかと思いますが。

【傳法副会長】

そんなにたくさん事例はあるのでしょうか。

【角田会長】

あるのではないのでしょうか。最終的にはゼロになることを目指して。

【長委員】

大きな問題はなくなっても、小さな問題はあるでしょう。

【角田会長】

他になければ今日の審議会はこれで終わりにしますが、事務局から連絡はありますか。

【事務局（藤田課長）】

先ほど会長からお話がありましたが、次回は来年の2月を予定しています。近くなりましたら日程調整の連絡をさせていただきますのでよろしくお願いします。

【角田会長】

それではこれで平成21年度第2回の市民参加制度調査審議회를終了いたします。

平成21年12月23日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 角 田 義 寛